

横浜市金沢産業振興センターへの事務所移転関連業務委託仕様書

1 委託業務名

横浜市金沢産業振興センターへの事務所移転関連業務委託

2 趣旨

公益財団法人横浜企業経営支援財団金沢センターの事務所移転を円滑に実施することを目的とする。

3 履行場所

移転元：横浜市金沢区福浦 1-1-1 横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア 1 階事務所

移転先：横浜市金沢区福浦 1-5-2 横浜市金沢産業振興センター2 階事務所 ほか

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日(水)まで

ただし、移転作業は、令和 6 年 7 月 20 日から令和 6 年 7 月 31 日まで間において、委託者が指定した日その他の必要と認められる日とし、日程の詳細については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

5 移転業務について

横浜金沢ハイテクセンター・テクノコアにある机、椅子、書庫、ロッカー等什器備品を移設し、及び書類等詰込み済の段ボール箱等を横浜市金沢産業振興センターの指定する各事務所等に運搬し、委託者の指示する場所へ設置すること。

また、移転先のうち委託者が指定する場所のカーペットを張り替えること。

- (1) 移転作業に必要な数の梱包用段ボール箱・ケース、移転先判別用シール、緩衝材、紐、ガムテープ、養生用テープ等の事前準備・納入
- (2) 備品等の移設・配置
- (3) 梱包された段ボール箱等（書類等詰込み済）の運搬
- (4) 移転に伴う養生及び養生撤去作業
- (5) 運搬作業終了時の使用済み段ボール箱等の撤去廃棄作業
- (6) 利用者・来館者の安全を確保するための告知、案内板及び通路等の設置
- (7) その他本件業務の施行にあたり、附帯関連する必要な作業

※詳細は、事前に現地を確認し、委託者と協議すること。

6 委託業務における留意事項

- (1) 受託者は、移転作業について、委託者と事前に十分な協議を行い、円滑かつ安全な業務遂行に努めるものとする。
- (2) 受託者は、移転作業を委託者の指定した期間内に終了すること。ただし、委託者と協議の上日程を変更することはできるものとする。
- (3) 重量物の移設・運搬にあたっては、事前に十分な準備・配慮を行い、重量及び形状に見合った方法を選定し、事故防止に努めること。転倒防止対策として背の高い書庫(1800H以上)などは、壁又は床に固定すること。固定方法については、設置個所を確認し適切な方法を検討し委託者に確認の上実施すること。また、金具等は受託者の責任で用意すること。

- (4) 段ボール箱、緩衝材、ガムテープ等移転作業に必要なものは、受託者が必要数を準備するものとし、委託者が指定する期日にあらかじめ納入すること。
- (5) 移設・運搬作業において、受託者が什器備品等を破損した場合は、受託者の責任と負担において補償すること。
- (6) エレベーターや通路等の運搬作業で使用する場所については、十分な養生を行うこと。また、テープ等による壁の剥がれなどには十分注意すること。
- (7) 一般市民等の施設利用者に支障がないように、安全には十分注意し、利用者を優先して作業に当たること。
- (8) 運搬用車両は、指定された場所に駐車すること。また、停車中はコーンで囲う等の措置を行い、安全には十分注意すること。
- (9) 作業中の事故や問題が生じた場合、受託者は速やかに委託者に連絡をするとともに、安全確保を優先すること。
- (10) 発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- (11) その他本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

7 完成書類（業務完成報告書）

受託者は、業務着手前、完了後の状態を撮影したものをA 4判の書類（説明を付すこと）として提出すること。

- (1) 完了届 2部
- (2) 写真帳 1部

8 損害賠償責任の所在

作業にあたって諸物品又は建造物の破損・紛失などの損害を与えた場合や、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、委託者は一切責任を負わないものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

【主な移設什器備品等一覧】

品名	数量	サイズ (W×D×H)
事務机	1	1500 × 750 × 670
事務机	4	1200 × 700 × 700
事務机	1	1400 × 700 × 700
テーブル	1	1800 × 600 × 700
キャビネット	6	900 × 450 × 2130
キャビネット	1	900 × 450 × 1800
キャビネット	2	900 × 470 × 800
ロッカー	3	600 × 500 × 1800
冷蔵庫	1	520 × 580 × 1570
コピー機	1	700 × 700 × 1100

備考 委託者が本件移転作業日までの間に指定する上欄以外の什器備品等があった場合は、委託者の指示に従い、移設又は廃棄すること。